ソニックパーク安心院オープン 9 周年記念イベント

4時間耐久レース2006

特別規則書



2006年10月22日(日)

主催:ソニックパーク安心院

公 示

この大会は、「4時間耐久レース 2006 特別規則書」に従って開催されます。ドライバー、エントラント、ピットクルー等全ての参加者はこの特別規則書を遵守して参加してください。

第1章 総 則

第1条 大会名称 4時間耐久レース 2006

第2条 内 容 JAF カート車両第1種競技車両による4時間耐久レース

第3条 主 催 者 ソニックパーク安心院(大分県宇佐市安心院町木裳 985-1 0978-44-0322)

第4条 開催場所 主催者に同じ

第5条 大会役員 大会役員は、公式通知にて発表する。

第6条 開催日程 2005年10月22日(日) 9:00~公式練習 10:00~決勝ヒート

第2章 参加申し込み

第7条 参加台数 先着28台とする

第8条 参加資格 2006 年度有効なソニックパーク安心院コースライセンスまたは JAF、SLメンバーズカードの所有者で、

耐久レースに参加するに十分な体力、知識、マナー、走行技術を有するもの。年齢はレース開催日において満 10 歳以上とする。ダイレクトエンジンで参加するドライバーは、他者の手を借りることなく押しが

けが出来ること。

第9条 ドライバー登録 各チーム3名までドライバーを登録することが出来る。

第 10 条 ピットクルー登録 各チーム 2 名までピットクルーを登録することが出来る。登録されたピットクルーにはピットゼッケンが貸し出 されるので、ピット作業をする場合は必ずピットゼッケンを着用すること。 登録されたピットクルーとドライバ

ー以外はピット作業(給油も含む)やサインボードの提示をすることは出来ない。

第 11 条 申込受付期間 2005 年 9 月 22 日(金)~10 月 15 日(日) 受付時間 午前9時~午後5時

第12条 参加申込方法 参加申込書に必要事項を記入の上、受付期間内にファックス (0978-44-0322) にて送信するこ

と。申込受付期間より前もしくは期間を過ぎての申し込みは無効とする。ファックス送信後、10月15日

までにエントリーフィーを添えて、直接持参または現金書留にて郵送すること。

第 13 条 大会の成立 参加台数 10 台をもって成立とする。10 台未満の場合は不成立として大会は開催されない。

第 14 条 エントリーフィー 1 台 36,000 円(消費税、ドライバー保険代を含む)

ピットクルー登録料 1人 1,000円

※エントリーフィーにはスリックタイヤ(ダンロップ SL02)1 台分を含む。

第 15 条 参加受理

参加申込者に対して、大会事務局から参加受理または参加拒否が通知される。主催者は、理由を明らかにすることなく参加申込を拒否する権限を有する。参加を拒否された申込者には、手数料 1,000円を差し引いてエントリーフィーが返還される。

参加を受理された後に参加を取り消す申込者に対しては、エントリーフィーは返還されない。

第3章 競技規定

第 16 条 タイムスケジュール

1.受 付 レース前日 15:00~17:00 レース当日 7:00~8:00

受付の際には、参加受理書と全ドライバーのライセンスを持参し、時間内に受付を行うこと。遅刻した場合は大会への参加を認めない。

2.車 検 レース前日 16:00~18:00 レース当日 7:15~8:30

車検を受ける際には、車両申告書を持参してフレーム、エンジン、タイヤの検査を受けなければならない。この際、非合法な部分がありながらも車検委員に発見されなかったとしても、レース中に発見された場合は罰則の対象となる場合がある。また、次のものは競技中に着用しなければならない。

- ★レーシングスーツ…CIK/FIA または JAF 公認のもの
- ★フルフェイスヘルメット…JIS 規格C種相当品
- ★競技に耐えうるレーシングシューズとグローブ
- 3. ドライバーズミーティング 8:30~8:50
- 4.公式練習 9:00~9:30
- 5.決 勝 10:00~14:00
- ※その他のタイムスケジュールは、公式通知によって通知される。

第 17 条 公式練習

全てのドライバーは、公式練習に参加しなければならない。参加しないドライバーは、参加の意思なしと 判断し、レースから除外する。尚、公式練習に使用するスリックタイヤは、主催者から支給されたタイヤと する。それ以外のスリックタイヤを使用したチームはレースから除外する。

第 18 条 グリッドの決定 スターティンググリッドは受付順(ファックス受信順)とする。

第 19 条 ローリング

- 1.スタートは 1 列でのローリングスタートとする。
- 2.各チームは決められた時間までにバックストレート上のダミーグリッドに整列しなければならない。
- 3.スタート 1 分前には、各チーム 2 人までの押しがけ補助員(登録ピットクルーまたはドライバーに限る) 以外の者はダミーグリッドより退去しなければならない。
- 4.ローリングスタート開始後の押しがけ補助は最終コーナーまでとし、エンジンがかからなかった場合は一旦ピットへ車両を回収し、ピットスタートをしなければならない。
- 5.ローリング中に停止した車両は、自力またはオフィシャルの補助を得て再スタートをするか、ピットに回収してピットスタートをしなければならない。
- ※ローリングに大きく遅れた場合は、ローリングの最後尾につかなければならない。
- 6.ローリング中、自分のポジションに戻るための追い越し、割り込みは最終コーナーまでとし、これ以降スタートラインまではしてはならない。

7.ローリング中にマシントラブル等でスピードを落とす場合は、後続車に合図を送り進路を譲らなければならない。

第 20 条 スタート

- 1.ポールのドライバーがコントロールライン(橋の下の黄線)付近にさしかかった時に、赤信号が消灯しレースがスタートとする。赤信号が消灯しなかった場合は、ローリングを続けるものとする。
- 2. 最終コーナーから赤信号が消灯するまでは加速してはならない。
- 3.ピットスタートとなった者は、ピット係員の指示が出るまでスタートしてはならない。

第 21 条 ピット作業

- 1.工具を使用する場合、部品の交換、給油、ドライバー交代の全ては作業エリア内でするものとし、ピットロード上での作業は一切してはならない。
- 2.ピット作業は、ピットロード前の白線と黄線の間で行わなければならない。
- 3.ピット作業は、登録されたドライバーおよびピットクルーのみが行うものとし、その他の者が行うことは出来ない。

第 22 条 ピットサイン ピットサインは、登録されたピットクルーまたはドライバーのみが出すものとする。それ以外の者がピットロード に出たり、ピットサインを送ることは出来ない。

第23条 停止車両の処理

1.やむをえない場合を除き、レース中はコース上で故意に停止してはならない。スピン、マシントラブルで停 止した場合は、後続車に合図を送った後に自力で車両を安全な場所に移動しなければならない。

2.走行ライン上での押しがけは禁止する。

3.マシントラブルの際は、自力またはオフィシャルの補助を得てピットロードまでカートを移動し、カートスタン ドにて回収する。ピットロードから各自のピットまではドライバーまたはピットクルーが運ぶものとする。回収に 際しては安全を最優先とし、オフィシャルの指示に従わなければならない。回収方法、順番に関する抗議 は一切受け付けない。

第24条 給 油

- 1.給油は、主催者指定品(容量 5 リットル以内のポリタンク)による行わなければならない。尚、給油は 1 回のピットインにつき1回までとする。それ以上の給油は認めない。
- 2.給油は、作業エリア内で行うものとし、ドライバーは車両より降りてエンジンを止めた状態で行わなければ ならない。
- 3.給油の際にピットや車両に燃料をこぼした場合は、必ず完全にふき取らなければならない。
- 4.給油をする者は、ピットクルーもしくはドライバーとして登録され、かつガソリンの扱いを熟知している者で なければならない。

- 第 25 条 レースの中断 1.事故、天候の急変などやむをえない事情によりレースを中断する場合、赤信号の点灯と共に各コーナ ーポストにて赤旗が提示される。この場合、全ての車両は即座に徐行し、スタートラインを先頭に停止す ること。
 - 2.赤信号が点灯した時点で 3 時間を経過していた場合レースは成立したものとし、順位は赤信号が点 灯する直前の周回における順位とする。
 - 3. 赤信号が点灯した時点で 3 時間を経過していなかった場合、赤信号が点灯する直前の周回におけ る順位により再スタートする。再スタートに関しては、第 19,20 条と同じとする。
 - 4.停止した車両は、係員の指示があるまでは移動したり、作業したりしてはならない。また、ピットインして いた車両も係員の指示があるまではコースインしてはならない。

- 第 26 条 レースの終了 1.スタート後 4 時間が経過した後トップの車両がスタートラインを通過する時、または競技長が終了と判断 した時点でチェッカーフラッグが振られる。
 - 2.チェッカーフラッグが 2 分間振られた時点でレースは終了となる。チェッカーフラッグを受けた車両はピットイ ンして車検場に入り、車検を受けること。
 - 3.チェッカーフラッグが振られた時点で、ピットインしている車両はコースインは出来ない。
 - 4.レースの完走者となるためには、最も多く周回したチームの 70%以上(小数点以下四捨五入)を周回 していなければならない。

第27条 車両保管と再車検

- 1.走行終了後、全ての車両に対して重量測定と車両保管を行う。上位入賞車両に対しては、再車検 を行う。
- 2.車検長は、レースに参加した車両に対し検査を行う権限を持ち、ドライバーもしくはその代理人はその 指示に従い速やかに車両の分解組み立てを行わなければならない。ただし、ドライバーとピットクルー以外 は検査に立ち合う事は出来ない。
- 3.車検に応じない場合は失格とする。
- 4.車両保管解除後は、速やかに車両を引き取ること。

第28条 順位の決定

順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。同周回数の場合は、その周回を先に完了(フィニ ッシュラインを通過)したドライバーを優先する。

- 1.チェッカーフラッグを受けた完走者
- 2.チェッカーフラッグを受けない完走者
- 3.不完走者

第4章 走行に関する事項

第29条 走行中の遵守事項

- 1.いかなる場合も、コースの逆走、ショートカット、蛇行運転をしてはならない。違反した場合、やむをえな い場合を除き失格とする。ただし、カートスタンドに乗せて移動する場合は除く。
- 2. ドライバーのサインは下記のとおりとする。
 - 1)コース上で停止した場合は、両手を大きく頭上に上げて後続車に知らせた後、カートをコース外の安 全な場所に移動する。
 - 2)ピットイン、ピットアウトの際は、片手を大きく上げて合図する。
- 3)スローダウンする場合は、片手を頭上に大きく上げる。
- 4)ミススタートの旗が提示された場合は片手を頭上に大きく上げ、元のポジションに戻りローリングする。
- 3.ピットロードは常に最徐行しなければならない。
- 4.いかなる場合でもヘルメット、スーツ、グローブ、シューズを着用しなればならない。
- 5.ペナルティーは以下のとおりとし、チーム全体に課されるのものとする。
 - 危険行為⇒失格
 - •車両違反⇒失格
 - ・他車への妨害行為⇒警告の後失格
 - ・ピットロード徐行違反⇒3 周減算
 - ・給油方法、給油量に関する違反⇒3 周減算
 - ・服装違反⇒3 周減算
 - ・非登録者によるピット作業⇒6 周減算
 - ・黄旗、青旗無視⇒1 周減算
 - ・指定エリア外でのピット作業またはドライバー交代⇒1 周減算
 - ・指定エリア外での押しがけ補助⇒1 周減算
 - 上記以外のペナルティーに対しては競技長が決定するものとする

第 30 条 リタイヤ リタイヤする場合は、コントロールタワー2階の大会事務局までリタイヤ届けを提出しなければならない。

第5章 レースの中止・変更

- 第 31 条 レースの中止 1.主催者は、やむをえない事情が生じた場レースを中止したり内容を変更したりすることが出来る。
 - 2.全ての参加者は、レースの中止や内容の変更に関して主催者に抗議をしたり、その損害の賠償を請 求することは出来ない。
 - 3.レース中止の場合、参加者には支給用スリックタイヤ 1 セットとエントリーフィーの半額とピットクルーの保 険料が返却される。

第6章 参加者の遵守事項

第 32 クレデンシャル

- 1.ビットクルーにはクレデンシャル(ピットゼッケン)が配布される。ピット作業をする場合は、必ず着用しなけ ればならない。
- 2.クレデンシャルは登録された者以外が使用することは出来ない。
- 3.クレデンシャルを紛失または破損した場合は、事務局にて再交付を受けること。この際手数料 3000 を 支払うこと。

第 33 条 ピットの使用

- 1.ピットは大会事務局より指定された場所を使用すること。ピットの場所を交換する場合は、互いのチー ム代表が了承した場合に限る。
- 2.ピット内は火気厳禁とし、飲酒および他の参加者の迷惑となる行為は慎むこと。
- 3.ピット内での行為に関しても、罰則の対象となる場合がある。

第7章 賞 典

第34条表彰 上位3チームに正賞および副賞を授与する。その他の表彰に関しては、公式通知にて示す。

第8章 その他の事項

- 第 35 条 主催者の権限 主催者は次の権限を有するものとする。
 - 1.主催者は、理由を示すことなくドライバーもしくはピットクルーの参加を拒否することが出来る。
 - 2.大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
 - 3. やむをえない事情により、大会プログラムに記載されていないドライバーの登録または変更について許可

する権限を有する。

- 4.全ての参加者、ドライバー、ピットクルーおよび参加車両の画像・音声の報道・出版・放送に関する権利を有する。
- 5 本特別規則書に記載されていない大会に関する事項および参加者に対する指示事項を、公式通知にて示すことが出来る。
- 第36条 損害の賠償
- 1.参加者は参加車両およびその付属品ならびにサーキット施設、機材、器具に対する補償の義務を負う。 2.全ての参加者は、コースの所有者、主催者、および大会役員が一切の損害賠償を免除されていること を了承しなければならない。
- 第37条 本規則の解釈

規則ならびに競技の詳細に関する疑義については、事務局宛に質疑申し立てが出来る。この回答は、大会事務局の決定を最終的のものとして示される。

第38条 保険に関する事項

参加者は有効なる保険加入の義務があり、規定を満たしていない者は参加できない。尚、主催者は大会参加者に対し下記の有効な保険に加入している。

- 1.ドライバーおよびピットクルー…300 万円
- 2.観客…500 万円